

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会浜松市浜北障害者生活介護施設光の園運営規程

(事業の目的)

第1条 浜松市が設置し、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が指定管理する浜松市浜北障害者生活介護施設光の園（以下、「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）に基づく生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下、「指定生活介護」という。）事業は、常時介護等を要する利用者（以下、「利用者」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護及び創作活動の機会の提供その他の便宜を適正かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下、「生活介護計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供するとともに、その効果について客観的な評価を実施し必要な措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護を提供する。

2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結びつきを重視し、浜松市、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者等との連携に努める。

3 前2項のほか、関係法令等を遵守し事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浜松市浜北障害者生活介護施設光の園
- (2) 所在地 静岡県浜松市浜名区小松3236番地の1

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日、営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
- (4) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が特に必要と認める場合は、これを変更することができる。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、20名とする。

(指定生活介護を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において、指定障害福祉サービスを提供する主たる対象者は身体障害者とする。

(事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、静岡県浜松市の全域とする。

(従事者の職種、員数及び職務内容)

第8条 事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

① 生活介護計画の作成

② 利用者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等

③ 他の従事者に対する技術指導及び助言

(3) 医師（嘱託） 1名

医師は、利用者に対して日常生活の管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護師 1名以上

看護師は、利用者の健康管理及び療養上の支援、機能訓練を行う。

(5) 理学療法士、作業療法士及び生活支援員 9名以上

生活支援員等は、利用者の介護及び日常生活の支援、機能訓練を行う。

(指定生活介護の内容)

第9条 指定生活介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 生活介護計画の作成

(2) 排せつの介護

(3) 食事の介護

(4) その他日常生活上必要な支援

(5) 創作的活動の機会の提供

(6) 健康管理

(7) 食事の提供

(8) 送迎サービス（緊急時）

(9) 相談及び助言等

(支給決定障害者等から受領する費用の額等)

第10条 指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第

2条第12号に規定する利用者負担額をいう。)の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額(法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。
- 3 前2項のほか、次に定める費用については支給決定障害者から徴収するものとする。
 - (1) 食事の提供にかかる費用 実費
 - (2) 日用品費 実費
 - (3) 創作活動に係る材料費 実費
 - (4) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの 実費
- 4 第3項により費用の支払いを受ける場合は、利用者及びその家族に対し事前に重要事項説明書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った支給決定者障害者等に対し、交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定生活介護を受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定生活介護に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下、「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条に規定する負担上限月額、又は同令第43条の6に規定する高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、事業所は、当該指定生活介護の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を浜松市に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者はサービス利用に当たっては、次の内容に留意することとする。

- (1) 利用者及び家族は、指定生活介護の利用を中止する場合には、中止しようとする1か月前までに事業所に文書で通知するものとする。
- (2) その他施設の利用に当たっての留意事項は、重要事項説明書によるものとする。

(身体拘束の適正化)

第13条 事業所は、指定生活介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その他の利用者の心身の状況及び並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者への周知を徹底する。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止)

第 14 条 本会は、利用者の人権擁護・虐待防止・再発防止等を図るための責任者を設置する。

- 2 本会は、従事者に対し虐待防止に関する研修を定期的実施する。
- 3 本会は、虐待防止のための対策を検討する委員会として「虐待防止委員会」を設置し、定期的に開催する。委員会での検討結果は、従事者に周知徹底する。
- 4 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに浜松市に通報するものとする。
- 5 虐待防止のための指針を整備する。

(緊急時における対応)

第 15 条 事業所の従事者は、指定生活介護の提供中に、利用者の急変その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業所は、利用者の緊急に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定め緊急時の対応が迅速に図れる体制を整えるものとする。

(災害対策)

第 16 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、利用者等の避難、救出訓練の実施等を行わなければならない。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報の保護をするものとする。

- 2 事業所の従事者であったものが、従事者でなくなった後においても引き続き前項に規定する義務を負うものとする。
- 3 個人情報保護については、本会の定める個人情報保護規程によるものとする。

(苦情処理)

第 18 条 事業所は、提供した指定生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせん出来る限り協力する。

(損害賠償)

第 19 条 本会は、利用者に対して事業所が提供するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合には、損害の賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

第 20 条 事業所は、指定生活介護支援に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分注意するものとする。

2 事業所の従事者は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(運営委員会)

第 21 条 事業所は、利用者の立場に立った指定生活介護を提供するため及び地域住民との連携を図るために運営委員会を設置する。

2 前項に定める運営委員会の必要な事項は、別に定める。

(その他運営についての重要事項)

第 22 条 事業所は、従事者等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 随時

2 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から 5 年間保存する。

4 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項について本会与事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 27 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。